

# 度愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修 体制整備担当者向け



## 意思決定支援をふまえた成年後見制度の運用



令和4年12月6日・令和5年1月24日

特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」

センター長 住田 敦子

# 今日お話しすること

---



- 1 権利擁護支援と成年後見制度
- 2 成年後見人の役割と連携
- 3 事例で考える意思決定支援

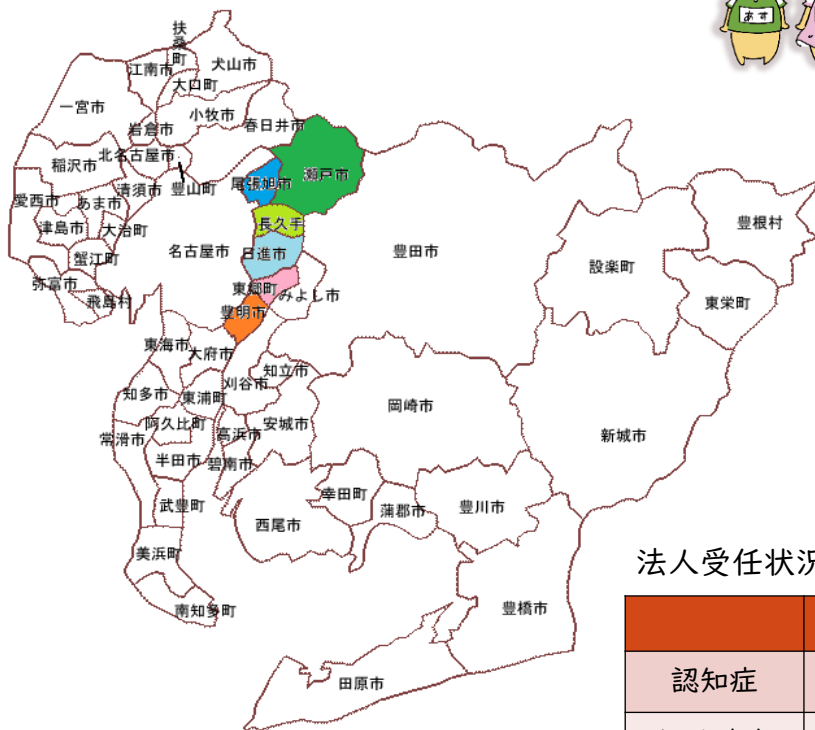
－意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン－



# 特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター紹介 設置主体（5市1町）

平成23年10月開設、令和元年10月尾張東部成年後見センターから名称変更  
愛称 あすライツ

愛知県瀬戸市・尾張旭市・豊明市  
日進市・長久手市・東郷町



- ① 職員数 13人 （開設時3人）
- ・センター長（専門相談員兼務）
  - ・専門相談員 7人（社会福祉士）
  - ・事務員 5人（支援員兼務）

② 事業内容

広報啓発・相談・法人後見（累計110名）  
平成27年～市民後見（受任実績累計30名）  
平成31年4月～6市町の中核機関を受託

5市1町人口合計 478,536人  
（令和4年4月1日現在）

法人受任状況（令和4年10月現在）累計110名

	後見	保佐	補助	合計
認知症	13	6	1	20
知的障害	7	1	1	9
精神障害	14	4	5	23
合計	34	11	7	52



# 1 権利擁護支援と成年後見制度

世界人権宣言第1条みんな仲間

## 人権とは何でしょう？

全ての人が生まれながらに持っている  
自分らしく生きる権利



出典：谷川俊太郎アムネスティ日本

## 権利擁護とは…

自らの意思に基づいて  
自分らしく生きるための権利をまもること

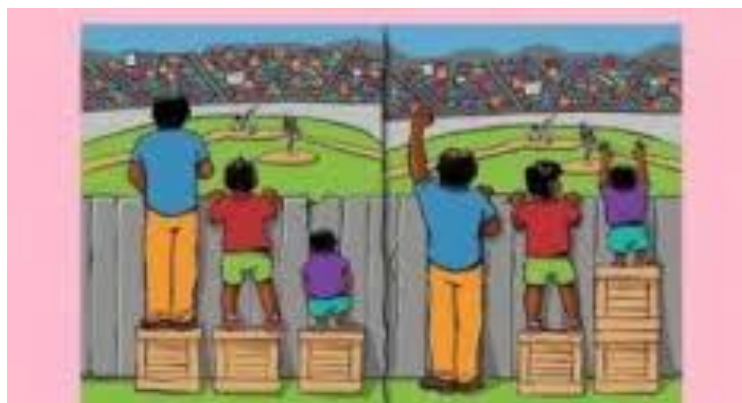


出典：石渡和実 社会福祉研究第142号

# 権利擁護支援とは



I want to be treated like people first



平等  
Equality

公平  
fairness

# こどもの権利条約 4つの原則

## 広めよう「子どもの権利条約」



1. 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
2. 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
3. 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
4. 差別の禁止（差別のないこと）

# 契約社会と成年後見制度

① 子どもが**20歳**をすぎると、親だからといって取り消すことはできません

**※2022年4月民法改正 18歳成人**

(2002.4.2~2004.4.1生まれの人も2022年4月1日から成人)

② 判断能力がなかったことを後から証明することは困難  
(裁判等)

③ 契約の相手方も、取り消されると困るため、必要な契約もしてくれないこともあります。



判断能力が十分でない人が、契約社会のなかで生活に困らないように成年後見制度を制定

介護保険制度がスタート→措置から契約へ(平成12年)

**障害者自立支援法→措置から契約へ(平成18年)**



# 成年後見制度とは

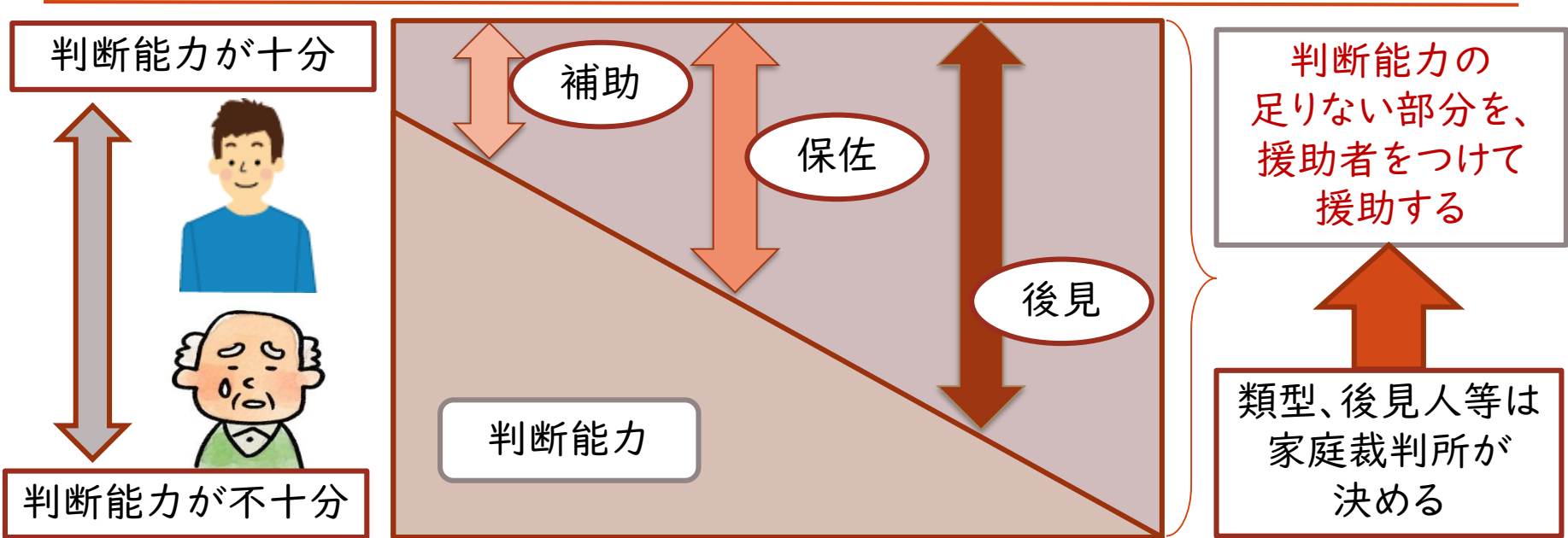
---

成年後見制度では、**判断能力が不十分な方**に**後見人等（法定代理人）**をつけて本人の望む暮らしの支援を**法律行為**や**財産管理**を通して行います。





# 成年後見制度 3つの類型



程度	類型	援助者	援助される人	援助のための権限
重度の人	後見	成年後見人	成年被後見人	包括的な代理権
中度の人	保佐	保佐人	被保佐人	法定同意権 + 限定代理権
軽度の人	補助	補助人	被補助人	限定同意権 + 限定代理権

## 代理権

→本人の代わりに法律行為を行う

## 同意権

→本人が行った法律行為に同意する

## 取消権

→本人が行った法律行為を取り消す



# 障害のある人の相談場面



## 相談事例1

知的障害のある娘が行ったローン契約



# 成年後見制度利用促進の必要性と課題

## 必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
  - ① 預貯金の引出し等、金銭管理が困難
  - ② 介護サービスや入院が必要でも契約困難
  - ③ 住宅・金融・医療等の全般にわたり支障、消費者被害、詐欺のターゲットになるおそれ
- 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 一方、成年後見制度の利用者は約22.4万人



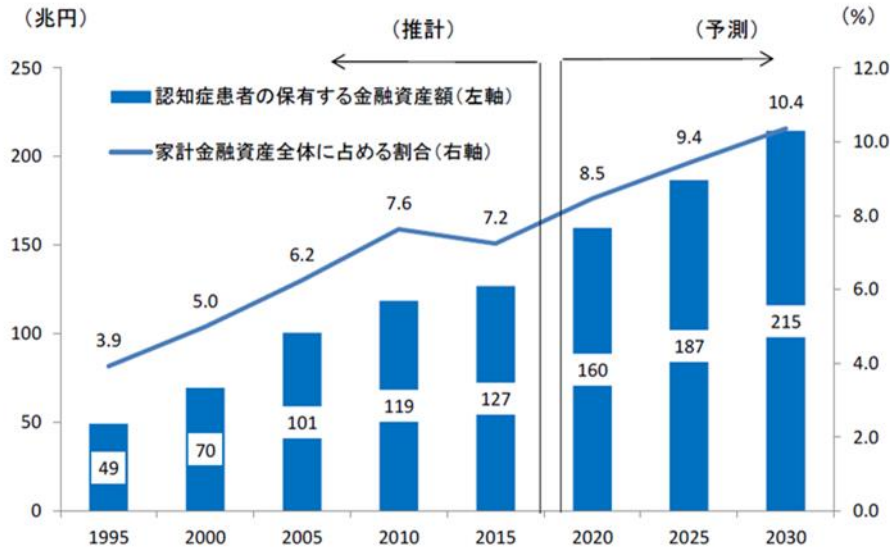
必要な人に制度が利用されていない可能性

## 課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていない
- 法律専門職等が後見人に選任されるケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない

# 判断能力が不十分な人の金融取引

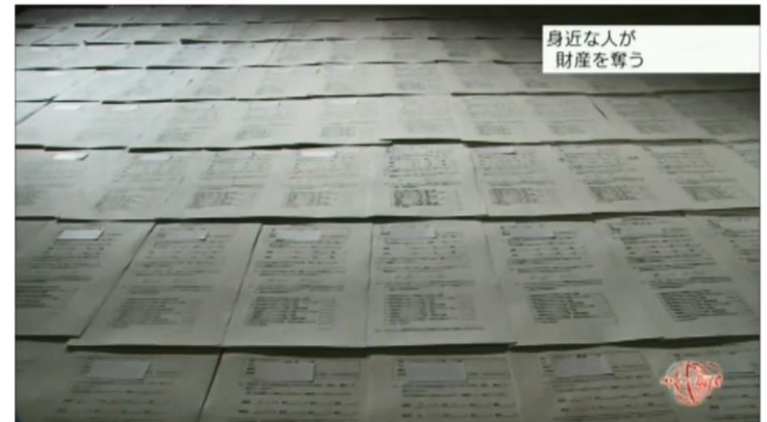
認知症患者の保有する金融資産額（推計と将来試算）



第一生命研究所「認知症患者の金融資産200兆円の未来～から抜粋

金融資産と金融被害（預貯金・証券・保険）

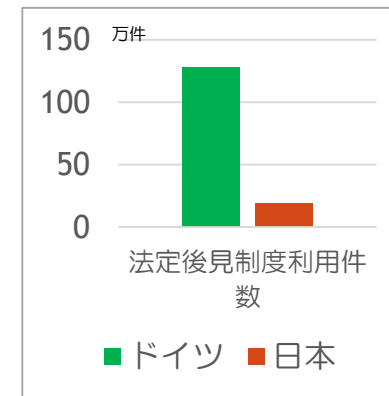
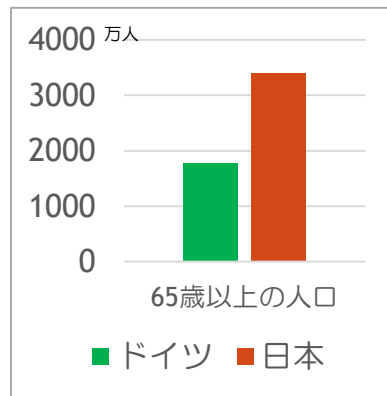
認知症の人の保有する金融資産は、  
**2030年には215兆円**  
に達する





# 成年後見制度の利用＝日本とドイツとの比較

ドイツ	日本
人口:8197万人	人口:1億2779万人
高齢化率:21.7%	高齢化率:26.6%
制度名:世話制度(根拠法:世話法)	制度名:成年後見制度(根拠法:民法)
事前配慮代理権累計登録件数 303万1223件	任意後見契約累計登記件数 12万692件
世話制度利用件数 127万6538件	法定後見制度利用件数 18万9070件
報酬:世話は無償で行われるのが原則	報酬:申立てを受けて裁判所が決定



# 成年後見制度の利用の促進に関する法律



平成28年5月施行

## 成年後見制度利用促進法第3条

成年後見制度の利用の促進は

- ① 成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと
- ② 成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと
- ③ 成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと

等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする（第3条第項）

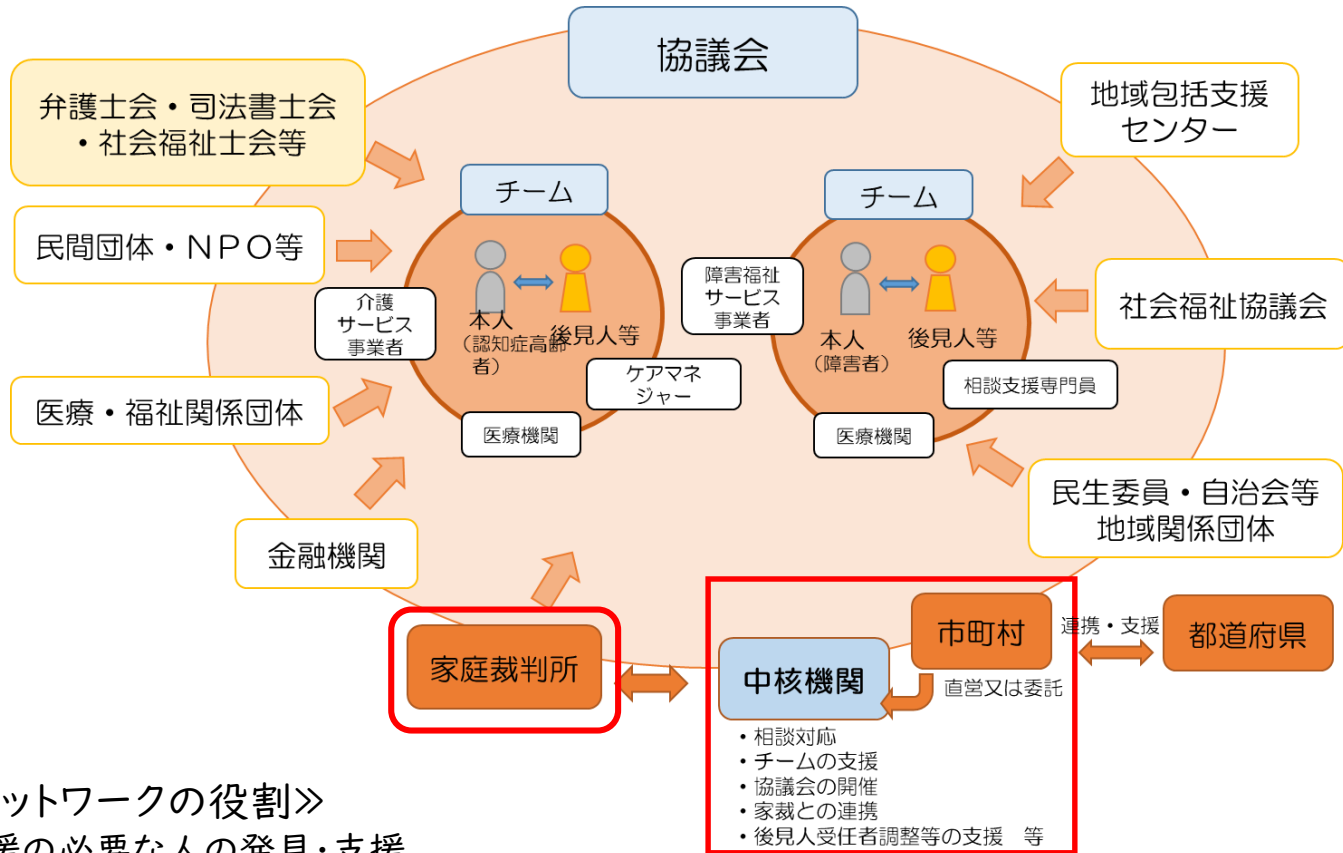
## 【成年後見制度利用促進基本計画のポイント】

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

(平成29年度～令和3年度)

# 権利擁護支援のネットワークづくり

ー必要なタイミングで必要な方を成年後見制度につなぐためにー



## 《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- **意思決定支援**・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

## 《地域連携ネットワークの機能》 →4つの機能と不正防止効果

- ・**広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果**



# 権利侵害からの回復支援

40年以上社会的入院—声をあげられない人の支援—

Aさん

20代の頃統合失調症発症

その後、精神科病院  
での社会的入院が  
40年以上続く



現在のAさん 64才

## 40年の入院生活

- ① 頭部に大きな外傷 精神科病院を転々としている
- ② 日常的な身体拘束
- ③ 任意入院だが退院許可をしない
- ④ 市役所や相談支援センターの対応
- ⑤ 継母による経済搾取 (年金・相続)
- ⑥ 身元保証団体の破産により預託金が消える

## 退院までの道のり①

継母が年金管理をしていました。



高齢になり身元保証団体へ依頼

日本ライフ協会破綻



弁護士が後見人として債権回収を担当  
法的課題が終了したのち辞任していただく



「長期入院患者の退院支援は難しい」

法人に交代 (法人後見)

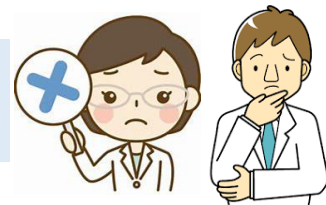


## 退院までの道のり②

後見人:「どこで暮らしたいですか」  
Aさん:「おうちがいい。帰りたい。」



任意入院だけど退院は難しい  
退院の見通しはない...



福祉課・障害者相談支援センター  
「病院との関係性を保ちたい」



# 権利侵害からの回復支援

40年以上社会的入院—声をあげられない人の支援—

## 社会的入院の障壁

愛知県弁護士会  
精神福祉相談



再度、病院での話し合い



## 精神保健福祉相談

弁護士2名による聞き取り



おうちに帰りたい



薬の副作用による低体温の管理が難しい



任意入院！



精神科病院での  
治療の必要性がない

## 退院後の生活

再度、障害者相談支援センター、市役所を交えて  
退院に向けた調整会議を開催。 **宿泊体験⇒退院**



祝・退院!



「人」としての当たり前の暮らし  
ミキサー食から普通食・喫茶店・美容院  
お買い物・地域活動支援センターに通う

## 経済虐待の回復支援

入院中義母による財産搾取  
の取返し



# 約40年間…無権状態

- 統合失調症では説明のつかない障害
- 頭部外傷（陥没）による高次脳機能障害
- 身体拘束による褥瘡
- 任意入院による社会的入院の継続
- 経済的虐待
- 身元保証会社の破綻
- 相続財産の請求



## 2. 成年後見人の役割と連携

### 財産管理と身上保護

- 単に財産を管理することが、後見人の役割ではありません
- 本人の能力を活かしながら、本人の希望にそった暮らしを支援します



お財布の中身を見ながら生活を組み立てる  
成年後見制度には他のサービスにはない  
法的な権限を備えています。(法定代理人)

# 財産管理と身上保護をどのように考えますか？



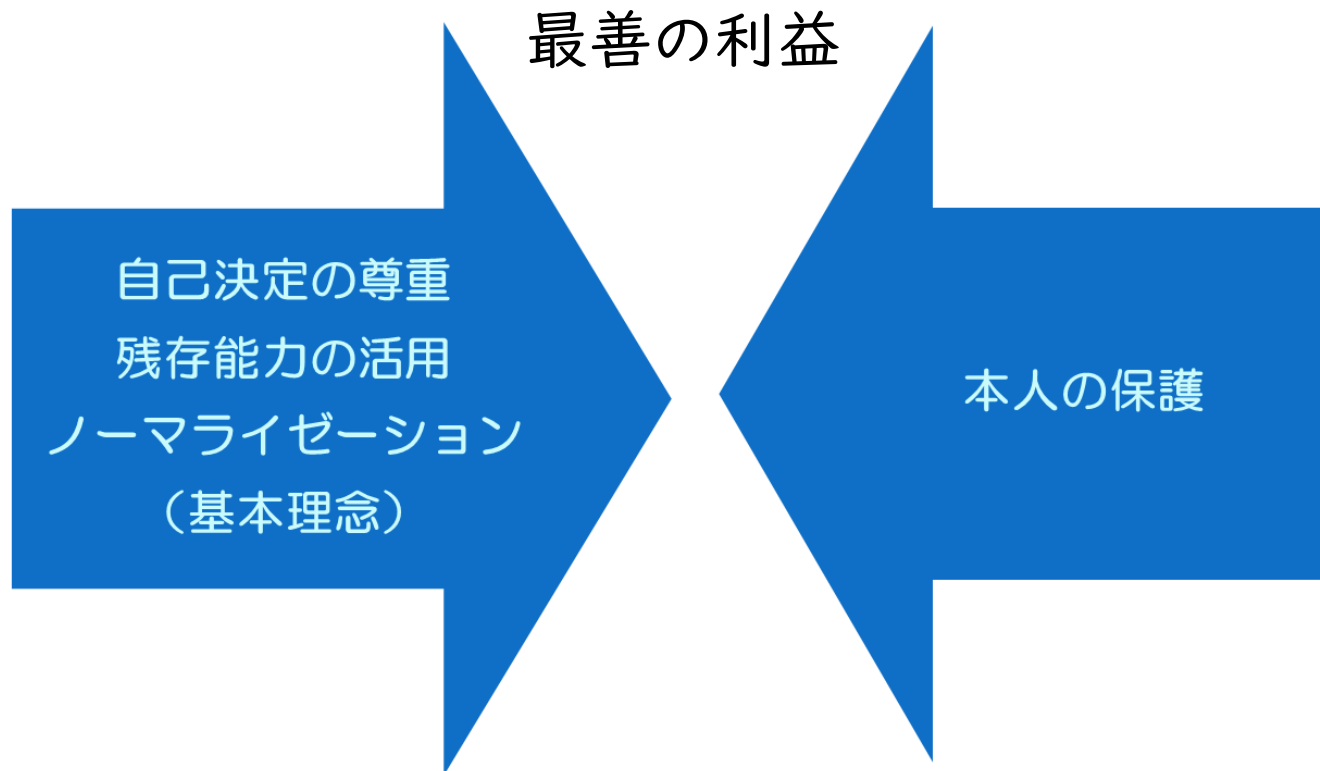
- ・ 太郎さん（躁うつ病・被補助人）は5年前に自己破産しました。自己破産のときに成年後見制度を利用しました。
- ・ 3カ月前に母親が亡くなり1000万円を相続しました。
- ・ A型就労の給料と年金で月額約15万円の収入があります。預金の合計は1010万円です。
- ・ 太郎さんはブランドが大好きで100万円の腕時計を買いたいので貯金をおろしてほしいと相談に来られました。

あなたが補助人だったらどうしますか



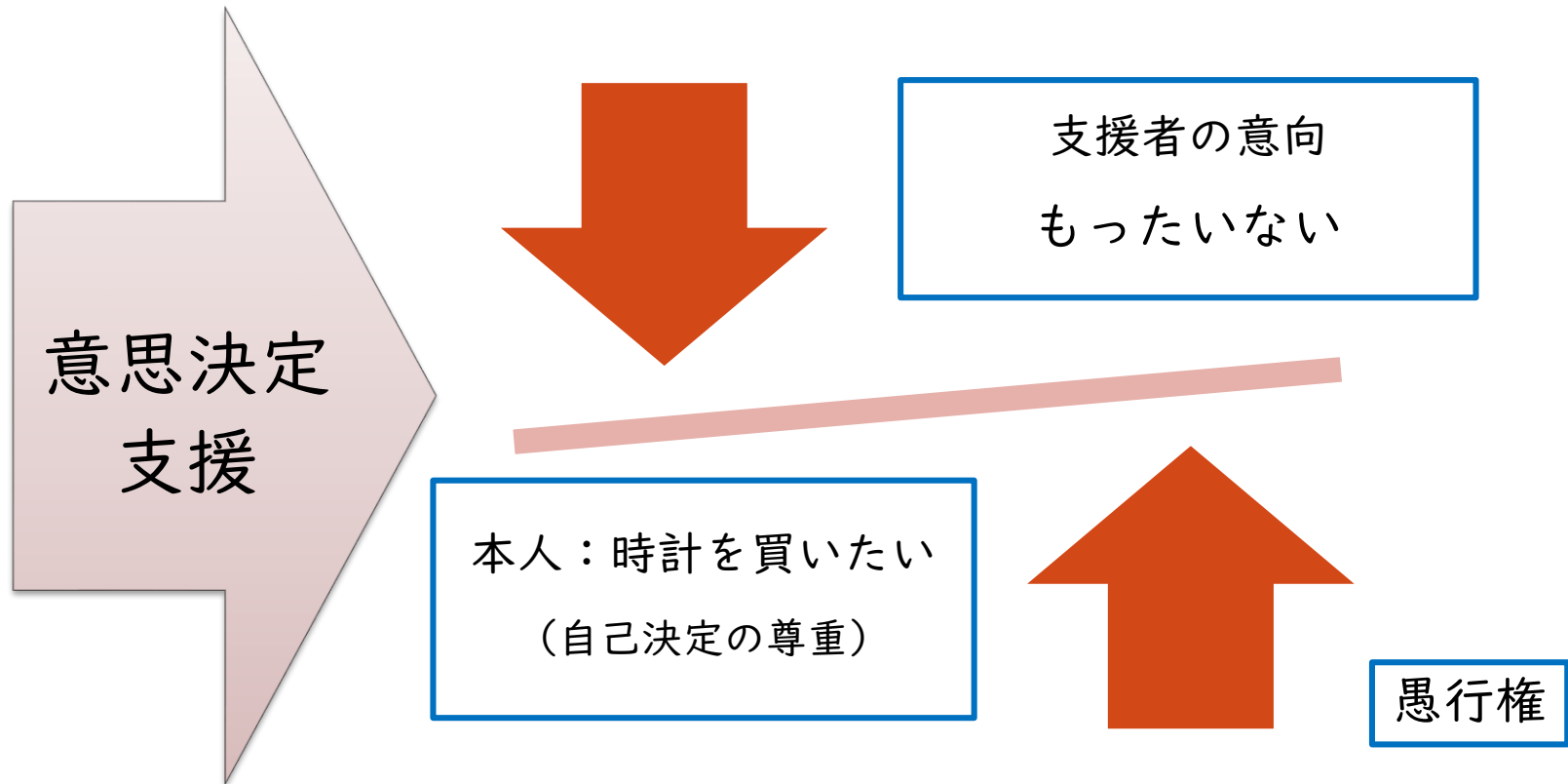
# 権利擁護支援を支える理念

- 自己決定の尊重（生き方や選択の自由）
- 父権的保護主義



# 保護と自己決定尊重のせめぎあい

(緊急性の判断：保護 行政による権限行使)



※民法858条【身上配慮義務】 成年後見人は成年被後見人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行ううに当たっては成年被後見人の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない



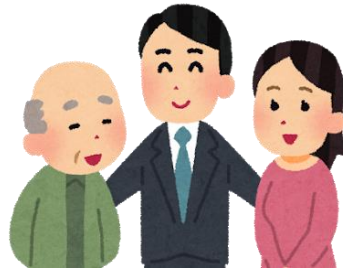
# 後見人等の担い手

第三者後見人 約80%

法人



市民後見人



専門職後見人

弁護士



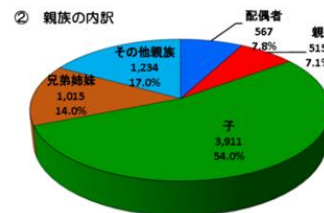
司法書士



社会福祉士



親族後見人 約20%

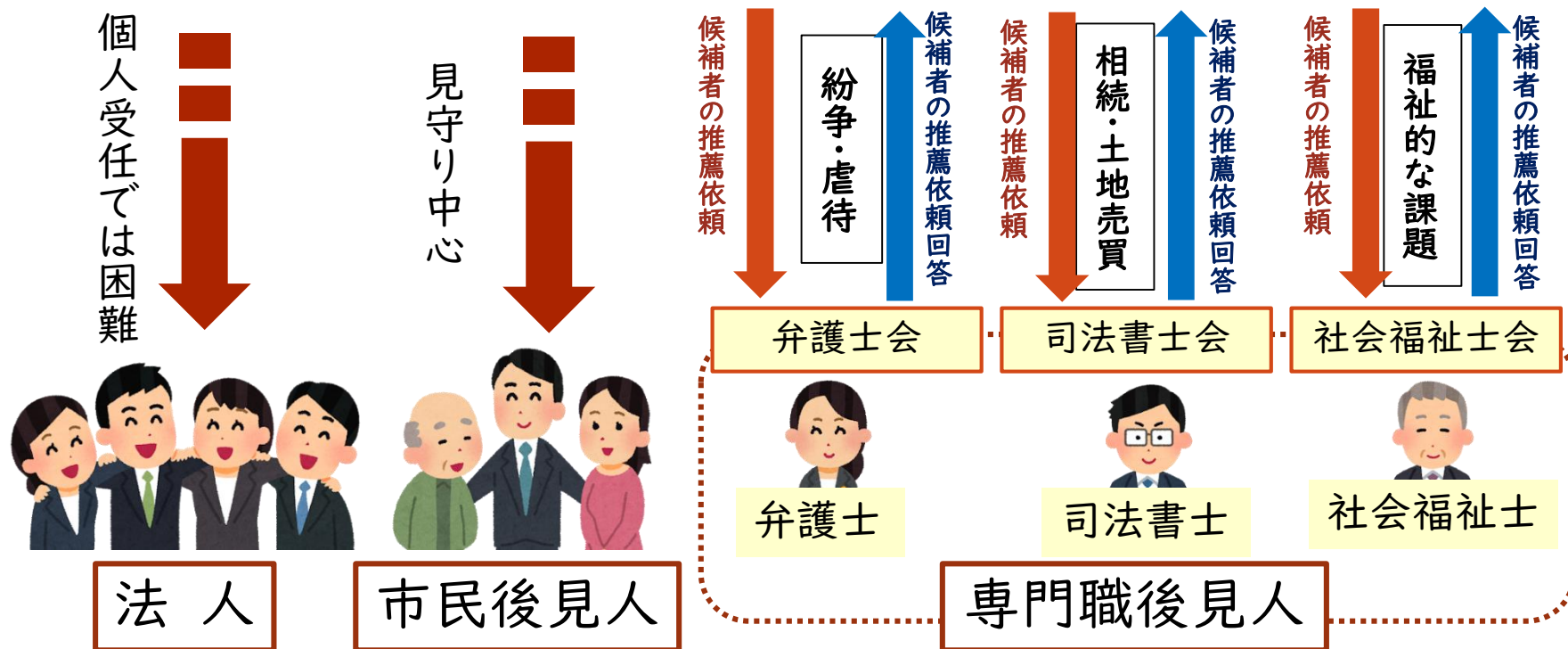
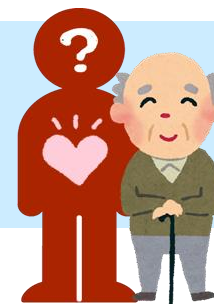




# 中核機関による後見人等候補者の調整

(尾張東部権利擁護支援センターの場合)

中核機関＝ 課題に応じた候補者の調整

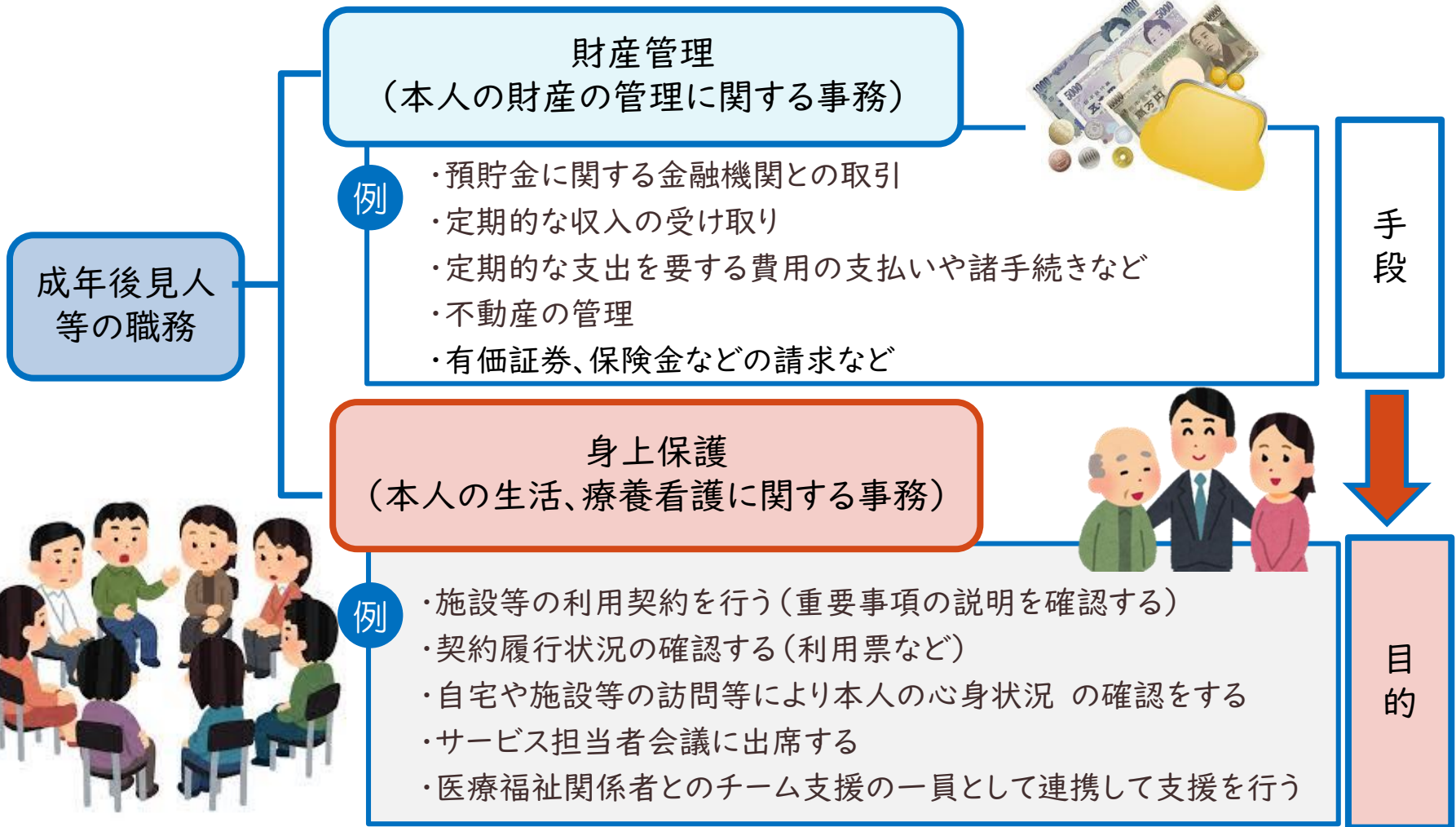


# 市民後見推進事業の取組み



年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	受任率 (%)
バンク登録者数	19	19	38	35	43	39	
※ 法人後見からのリレー累計	4	4	5	6	7	10	
※ 専門職からのリレー累計	0	0	0	0	0	2	
受任者累計	5	10	12	19	20	29	74.4%

# 成年後見人の具体的な役割



※後見人等は実際の介護や付き添いは役割ではありません。

身元保証人は利益相反関係になるためできず、医療同意については権限がありません。

# 後見人の役割：法人後見の実務の実際（尾張東部の例）

## (1) 身上保護：相談員による担当制（支援員による買い物等の分担）

・本人面談による相談

生活状況の把握

・契約行為

・行政手続き

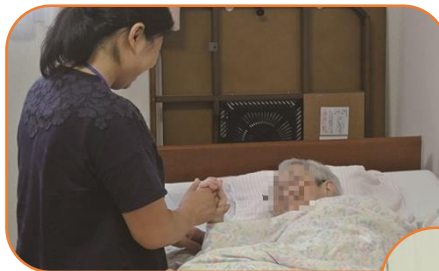
・各種申請

・ケース会議出席・開催依頼

相談員が  
担当



【自宅や施設でのご本人との面談の様子】



【ご本人がセンターに  
来所されることもあります】



・銀行での手続き

・買い物、金銭のお届け

支援員が  
担当



# 日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い①



分類		代わりにできること	不利益な契約をした場合
日常生活自立支援事業		<p style="text-align: center;"><b>代行</b></p> <p>(本人の意思・信頼に基づく支援)</p>	本人の意思に基づいて クーリングオフ等の対応
成年後見制度	補助	<p style="text-align: center;"><b>代理権 (限定的)</b></p> <p>本人の同意による 家庭裁判所の審判が必要</p>	<p style="text-align: center;">取消権 (同意権) の行使 家裁からの審判が必要</p>
	保佐		<p style="text-align: center;">取消権 (同意権) の行使</p>
	後見	<p style="text-align: center;"><b>代理権 (包括的)</b></p>	<p style="text-align: center;">取消権の行使</p>

※代理権は家庭裁判所の審判による法定代理人としての位置づけ



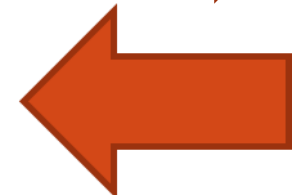
# 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

## 日常生活自立支援事業

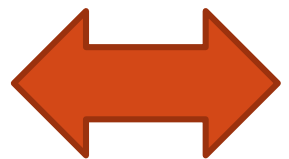


社会福祉協議会との契約  
根拠法：社会福祉法

判断能力の低下



判断能力の回復



連携・協力

## 成年後見制度



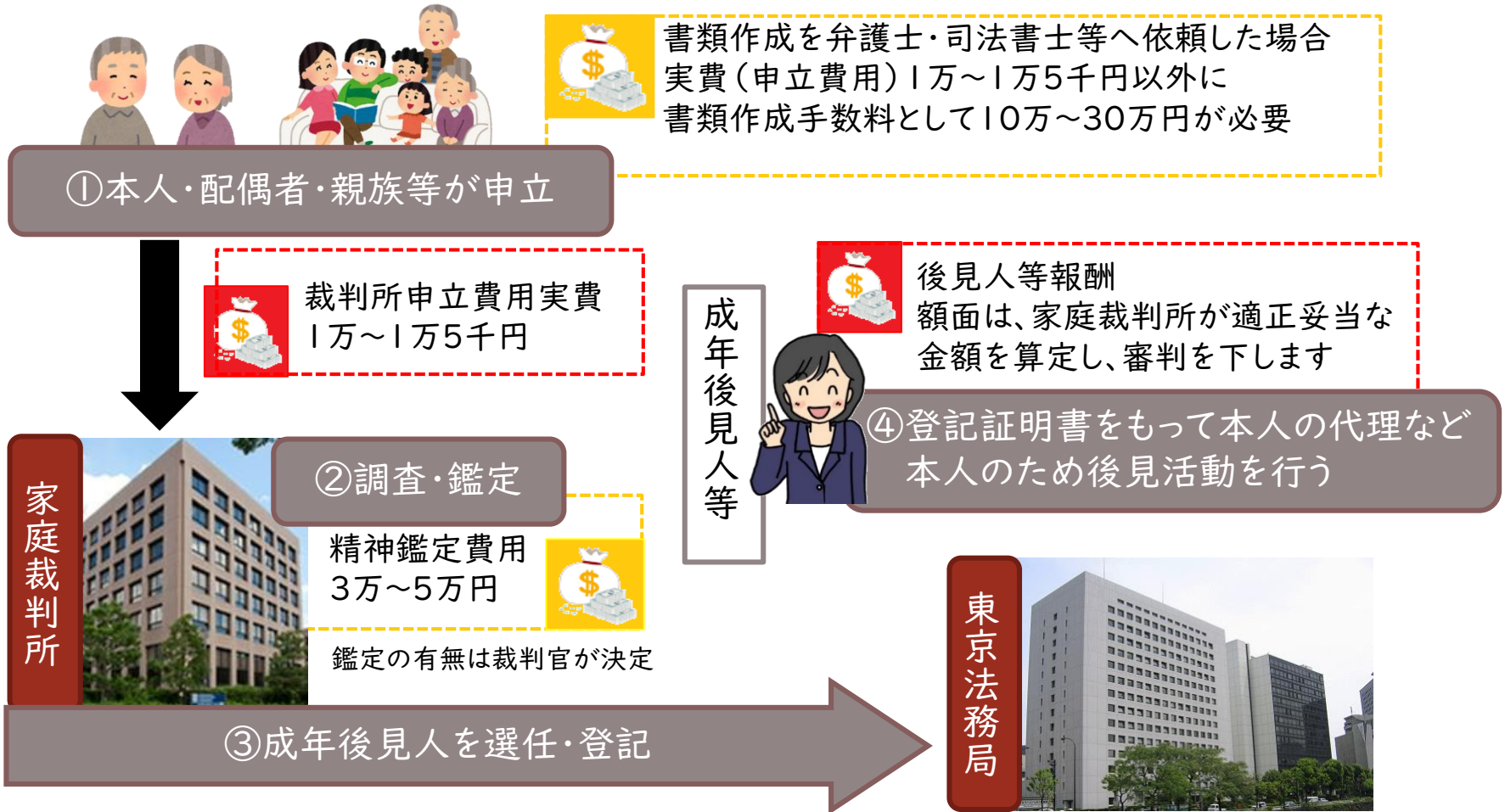
家庭裁判所から選任  
根拠法：民法

# 成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い②



	成年後見制度 (根拠法: 民法)	日常生活自立支援事業 (根拠法: 社会福祉法)
判断能力	判断能力の <b>不十分な方</b> 医師の診断書 または精神鑑定	判断能力は <b>低下しているもの</b> の事業の 意味を理解して契約締結ができる方
手続き	<b>家庭裁判所</b> へ申立 後見・保佐は本人同意なくても 申立てが出来る	<b>社会福祉協議会</b> へ相談 <b>申請契約</b> 本人自身の利用意思 契約締結能力
費用	申立費用 13,000円程度 (鑑定費用3万~5万円) <b>専門職後見人への報酬</b>	生活保護受給者は無料 利用援助、金銭管理サービス <b>1回1200円</b> <b>書類預かり 年間3000円</b>
権限	類型によって異なる 法的権限	日常的な金銭管理、 福祉サービスの利用支援
終了	本人の死亡 <b>判断能力の回復</b>	本人の死亡 <b>本人の自由意思で解約可能</b> <b>実施機関からの解約</b>

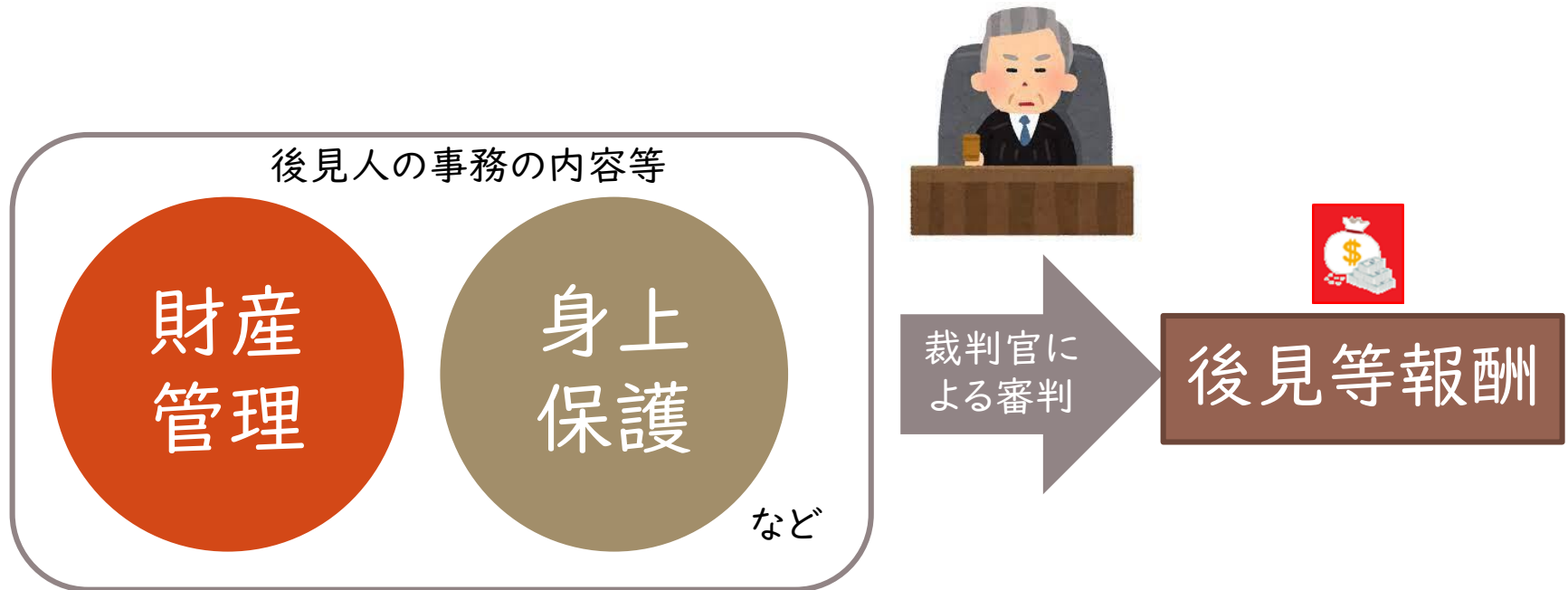
# 申立ての流れと費用



※成年後見登記に関する証明書については、住所・本籍にかかわらず、全国の法務局・地方法務局の本局戸籍課窓口で申請できます。



# 後見人等への報酬



- 1 成年後見人等は家庭裁判所へ定期的に事務報告書を提出します。
- 2 後見人等は家庭裁判所へ報酬付与申立てを行うことができます。
- 3 報酬額は裁判官が後見人の事務の内容等を考慮して決定します。

# 低所得の方への助成制度

低所得の方が成年後見制度が利用できるよう  
市町村による成年後見制度の助成制度があります。

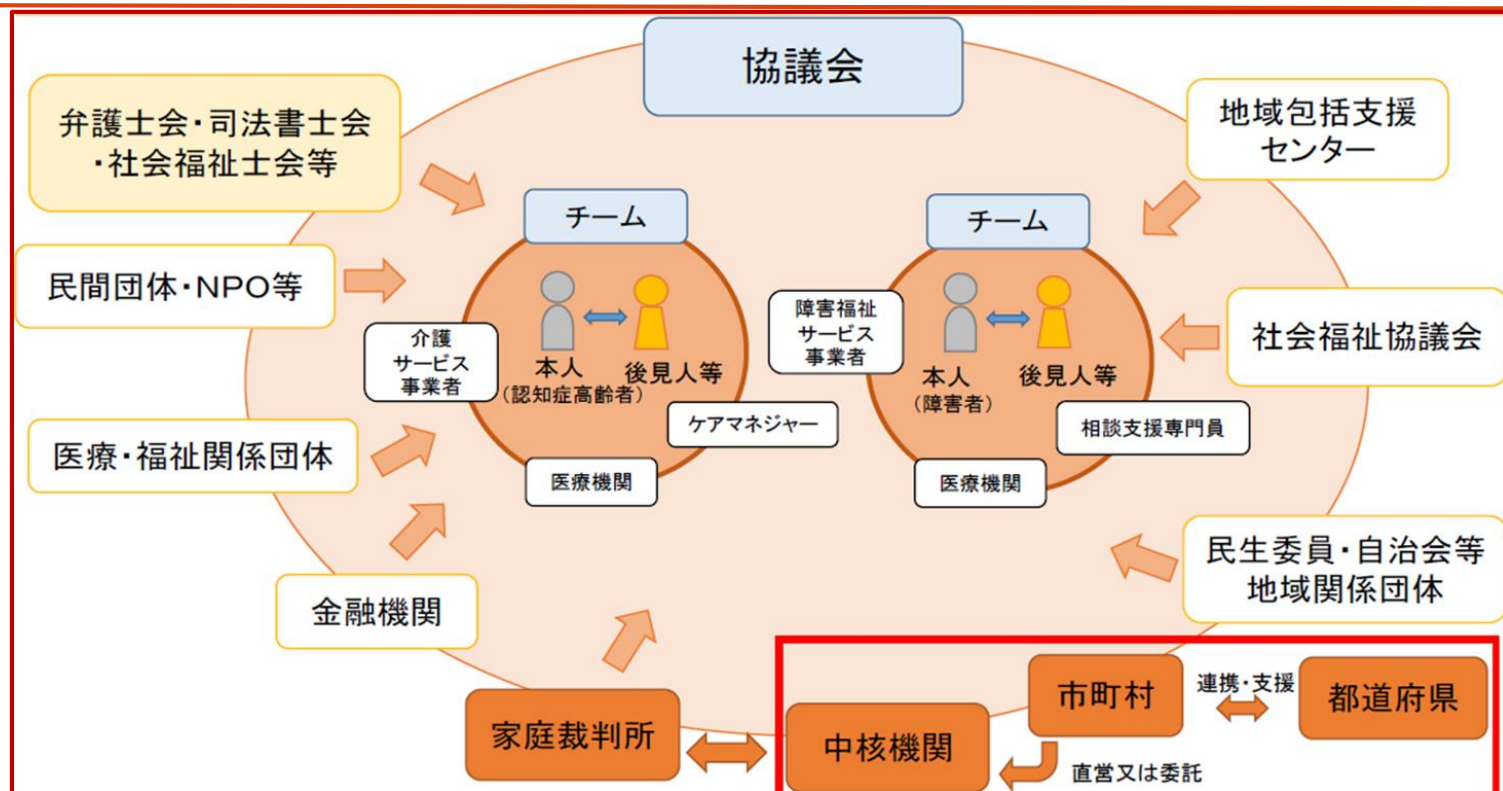


## 「成年後見制度利用支援事業」

それぞれの自治体によって要件等が異なりますのでご確認ください



# 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築



## 地域連携ネットワークの役割

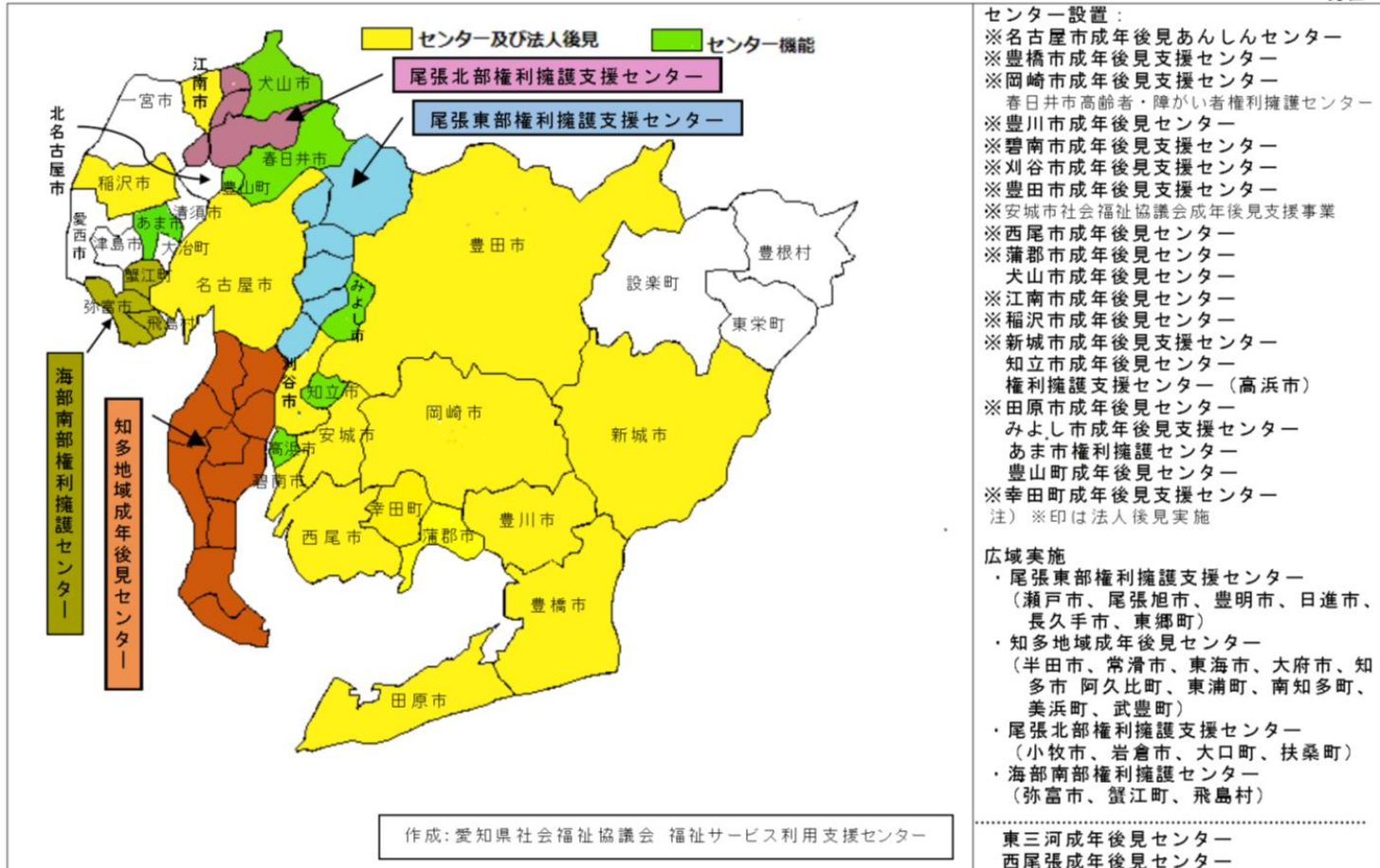
- ・権利擁護支援の**必要な人の発見**
- ・早期の段階からの**相談対応体制の整備**
- ・意思決定支援・身上保護を重視した**成年後見制度の運用に資する支援体制の構築**

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

# 愛知県内の権利擁護支援センター等設置状況

特徴：愛知県内には4つの広域NPO（行政委託）がある

\*2021.4.1現在



### 3 事例で考える意思決定支援 各種「意思決定支援」ガイドライン



- ① **障害福祉サービス等の提供**に係る意思決定支援ガイドライン  
(2017.3 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部)
- ② **認知症の人**の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン  
(2018.6 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室)
- ③ **人生の最終段階における医療・ケア**の決定プロセスに関するガイドライン  
(2018.3 厚生労働省 医政局総務課)
- ④ **身寄りがない人**の入院及び**医療**に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(2019.5 厚生労働省 医政局総務課)
- ⑤ 意思決定支援を踏まえた**後見事務**のガイドライン  
(2020.10 厚生労働省 意思決定支援ワーキンググループ)




# 意思決定支援ガイドラインの比較と共通点

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>(※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く)</small>	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
1. 策定期	平成29年3月	平成30年6月	平成19年 (平成30年3月改訂)	令和元年5月	令和2年10月	
2. 誰の(意思決定)支援か	障害者	<b>認知症の人</b> (※認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。)	<b>人生の最終段階を迎えた人</b>	<b>医療に係る意思決定が困難な人</b>	<b>成年被後見人等</b>	
3. ガイドラインの趣旨(意思決定支援等の担い手を含む)	意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、 <b>事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間</b> で共有することを通じて、 <b>障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資すること</b>	<b>認知症の人を支える周囲の人</b> において行われる意思決定支援の基本的考え方(理念)や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、 <b>認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの</b>	人生の最終段階を迎えた <b>本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者</b> が、 <b>最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すもの</b>	本人の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう、Cガイドラインの考え方も踏まえ、 <b>医療機関としての対応を示す</b> とともに、医療に係る意思決定の場面で、 <b>成年後見人等に期待される具体的な役割について整理するもの</b>	<b>成年後見人等</b> が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、 <b>成年後見人等に求められている役割の具体的なイメージ(通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと)</b> を示すもの	各ガイドラインの趣旨は様々であるが、いずれのガイドラインにおいても、 <b>本人への支援は、本人の意思(自己決定)の尊重に基づいて行う旨が基本的な考え方として掲げられている</b>

共通点

本人の意思の尊重に基づいて行う



私のことは、  
私とともに  
決めてほしい

～意思決定支援をふまえた  
後見事務のガイドラインを学ぶ～

# 後見人等への意思決定支援研修（国研修） 令和2年～3年度実施（約4300名受講）



項目	内容
対象者	後見業務に携わる方（専門職後見人を中心とするが親族後見人、市民後見人も希望があれば受講できる）
研修の目的	被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を進める。
研修の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた“気づき”を得る</li> <li>・後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り</li> <li>・後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について習得</li> </ul>
研修で取扱う内容・範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援と代行決定</li> <li>・意思決定支援がなぜ必要か（動機付けになる具体的イメージの提示）</li> <li>・後見事務における「意思決定支援」</li> <li>・意思決定支援WGにて作成されているガイドラインの説明</li> <li>・Q&amp;A、グループワーク資料</li> </ul>
研修方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講義（座学）</li> <li>・ 映像教材</li> <li>・ 演習・グループワーク</li> </ul>



# ①あなたは被後見人です

- 自分の気持ちを思うように言葉にすることができません。
- 施設で暮らしていますが職員からいつも注意されます。



- ある日あなたの後見人が訪問に来ました  
—映像をみて感じたことをメモしてください—

## ②あなたは施設職員です

### 本人の状況

居室に傘がいっぱい  
片付けられない



### 施設職員 (あなた)



課題を  
解決・改善  
したい

### 後見人



この傘、  
どうしますか？

## 意思決定支援とは…

# Supported Decision-Making 支援を受けて意思決定をすること



## 意思決定支援が目指すもの

後見人等のみではなく、さまざまな事業者や地域住人を含めた社会全体によって、判断能力が不十分な方の意思を尊重し、権利を擁護する地域共生の取組みを全国的に進めていくもの。



## 後見人等として意思決定支援を行う局面

本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面

1

施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合。

2

自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な決定をする場合。

3

特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合など、直接的には本人のためとはいえない支出をする場合。

## 本人と支援者の本質的な関係 ②

支援者の価値観による…

- 利益
- 保護
- 安全

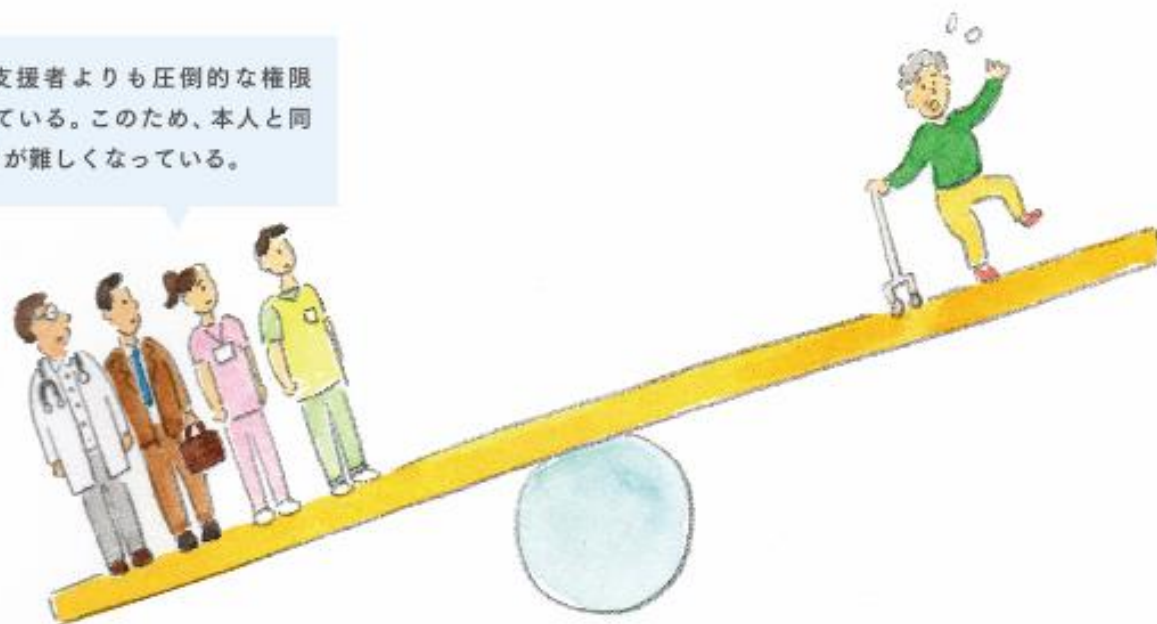
緊張関係

目的の非対称性

本人の・人間としての…

- 個人の自由
- 尊厳
- 生き方の選択

後見人等は、他の支援者よりも圧倒的な権限（代理権等）を有している。このため、本人と同等の立場に立つことが難しくなっている。

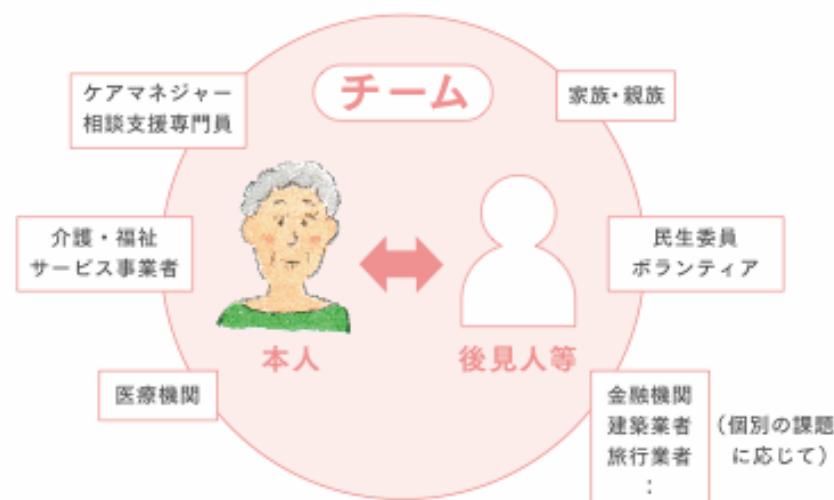


## チームとは

本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人等がチームとなって、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

必ずしも新規に作る必要は無く、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存チームに後見人等が加わることが多い。話し合う課題に応じて、チーム編成は変化する。

メンバー例：ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等



後見人等は、一人で決めず、  
本人や、本人をよく知る  
チームの人の話を  
良く聞いて欲しい。

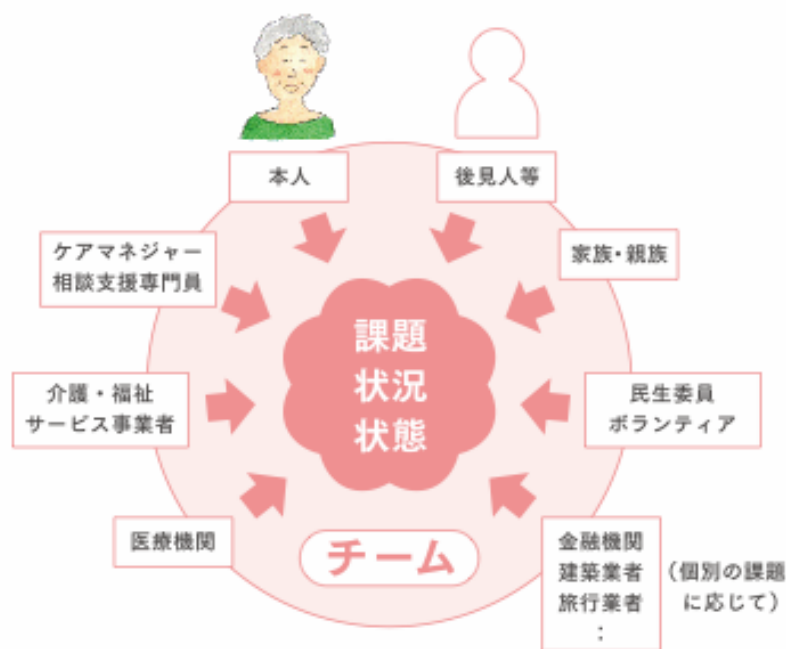
でも、チームが揃えばいい  
というものでなく、  
かえって言いづらくなる  
こともある。

(当事者の声より)



## 本人とともに課題を解決していくチーム像

「本人は意思決定支援を受ける対象（客体）である」から、  
「本人は支援を受けて意思決定を行う主体である」という視点への転換。



出典：ソーシャルワークの理論と実践の基礎、公益社団法人東京社会福祉士会、2019年、  
へるす出版 88頁 図3-4 協働体制の変化（福山和女）より一部改変引用  
出典：公益社団法人日本社会福祉士会主催「地域における意思決定支援の実践に向けて」

## 意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定≠意思決定能力がない
- .....
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
- .....
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権(権限)を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。



## 第1原則 / 意思決定支援の原則①

### 第1原則 意思決定能力の存在推定

全ての人は意思決定能力があることが推定される。

どのような人であっても、本人には意思があり、  
決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします。

意思決定支援については様々な考え方があります。  
考え方の1つとして紹介するものです。



本人には決める力がある  
という前提で関わる



## 第2原則 / 意思決定支援の原則②

**第2原則 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性**  
本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を  
尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

意思決定のための最適な環境（ベストチャンス）を整えるための  
支援をし尽くさなければ、代わりに決めることはできません。



あらゆる支援をし尽くして

### 第3原則 / 意思決定支援の原則③

第3原則 不合理に見える決定≠意思決定能力がないということ  
一見すると不合理に見える意思決定でも、  
それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

後見人等からみて、合理的とはいえない判断をしたとしても、  
それだけで意思決定能力がないと考えてはいけません。



不合理に見える決定も  
尊重されるべき

# 事例の概要

- 重度心身障害者であるAさんの胃瘻造設について、本人への説明と選択における課題
- 成年後見制度では、医療同意は認められていない
- その中で、本人の意思決定支援およびQOLの視点から成年後見人として介入した事例

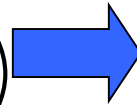


- (1) 重度心身障害者に対する意思決定支援
- (2) 意思決定支援におけるエンパワーメント

# 狭義の権利擁護から「積極的権利擁護」へ



権利侵害からの保護  
基本的ニーズの充足



「本人らしい生活」と  
「本人らしい変化」を  
支えること

出典：岩間伸之 実践成年後見VOL20号

積極的権利擁護の推進には予防的アプローチが不可欠

⇒ 地域住民による発見と見守り機能が重要

権利擁護の担い手は、専門職や行政だけでなく地域住民を含めた関係者全員

# 第2期成年後見制度利用促進基本計画

## 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方



### —地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進—



成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、**本人の地域社会への参加を目指す**ものである。本人の**自己決定を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視**した制度の運用とすること